

鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定について

次のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例

(鹿沼市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市防災会議条例(昭和 39 年鹿沼市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 鹿沼市水防計画を調査審議すること。

(鹿沼市水防協議会条例の廃止)

第 2 条 鹿沼市水防協議会条例(昭和 53 年鹿沼市条例第 33 号)は、廃止する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 鹿沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年鹿沼市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 水防協議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。